

平成 24 年 12 月 21 日

株式会社企業設計に対する行政処分について

1. 株式会社企業設計(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。(平成24年12月14日付)

○無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況

当社は、投資助言・代理業の登録を受けた日(平成 22 年 3 月 9 日)から検査基準日(同 24 年 1 月 20 日)までの間、2種類の外国で発行される集団投資スキーム持分(以下「外国ファンド」という。)について募集又は私募の取扱い(以下「募集の取扱い等」という。)を行い、少なくとも 734 顧客が外国ファンドを延べ 751 件取得している状況が認められた。具体的には、当社又は当社が外国ファンドの紹介を委託した少なくとも 58 名の者(以下「紹介者」という。)が、見込み客に対して外国ファンドの商品内容等を説明するとともに、当該見込み客の外国ファンドの契約締結手続きを支援し、取得契約を成立させていた。

当社は、海外に所在する外国ファンドの販売代理会社との間で、紹介契約を締結しており、当該契約に基づき、当社が見込み客に外国ファンドの商品内容等の説明を行い、見込み客が外国ファンドを取得した際には、当社は当該販売代理会社から紹介料を受領していた。

また、当社は、外国ファンドを取得した顧客を勧誘した紹介者には、当社が受領した紹介料の一定割合を再分配していた。

当社は、外国ファンドの募集の取扱い等に関与していると看做されないよう、平成 22 年 8 月以降、紹介料の受取りを別会社で行うよう変更しているものの、上記の状況等に鑑みると、当社の行為は外国集団投資スキームの組成者のために行っている外国ファンドの取得の勧誘行為に該当し、当社が登録を受けて

いる投資助言・代理業を逸脱する行為であると認められる。

当社が行った上記の行為は、金融商品取引法（以下「法」という。）第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」（同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく「第二種金融商品取引業」を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、下記(1)については法第52条第1項の規定に基づき、下記(2)については法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

(1) 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務を平成 24 年 12 月 21 日から平成 25 年 3 月 20 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。

(2) 業務改善命令

- ① 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額）を早急に把握し報告すること。
- ② 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。
- ③ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。
- ④ 金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令遵守態勢を整備すること。
- ⑤ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること。
- ⑥ 上記①から⑤について、平成 25 年 1 月 21 日までに書面で報告すること。



【お問い合わせ先】 財務省近畿財務局
理財部証券監督課 TEL:06-6949-6367